

# 変更評価の申請で

## よくある質問<sup>てん</sup> 10

Q1. 申請品の種類を追加する場合は、どうすればよいのでしょうか。

A：変更評価の申請が必要となります。

- ・申請品の追加は、評価基準に適合していることを確認します。そのため、①試験による品質・性能、②3年以上の使用実績に関する書類が必要です。
- ・申請に必要な資料は、「変更評価の手続きについて」※1をご参照ください。
- ・資料の作成については、申請資料の「申請用書式の記入上の注意事項」を参照してください。書式は、更新評価等の申請資料内の（CD）にあります。

Q2. 製造所を追加する場合は、どうすればよいのでしょうか。

A：変更評価の申請が必要となります。

- ・製造所で製作する製品は、評価基準に適合した品質・性能を継続して維持していることを確認します。そのため、①類似品等の3年以上の生産実績、②品質・管理に関わる社内規定が整備されていることが確認できる資料が必要です。
- ・申請に必要な資料は、「変更評価の手続きについて」※1をご参照ください。
- ・資料の作成については、上記Q1を参照してください。

Q3. 製造所の移転があった場合は、どうすればよいのでしょうか。

A：変更評価の申請が必要となります。

- ・移転先でもこれまでと同等以上の品質・性能が確保される体制であることが重要です。そのため、①新工場での生産実績、②品質管理、製造管理などの管理体制の継続性を証明する必要があります。
- ・申請に必要な資料は、「変更評価の手続きについて」※1をご参照ください。
- ・資料の作成については、上記Q1を参照してください。

Q4. 変更の評価料は、どの程度になるのでしょうか。

A：変更の評価料は、変更理由、変更項目数によって異なります。

- ・当協会ホームページ「材料・機材評価」の「実施事務処理細則」8～10ページ、別表-4「変更評価の項目等一覧」の変更内容に該当する変更評価料及び手数料欄を参照してください。
- ・変更項目が複数ある場合は、「実施事務処理細則」の10ページの「4. 変更評価料及び同手数料」を参照してください。
- ・評価申込案内21ページ「(3) 変更評価料」にも同様の記載があります。

Q5. 評価書の発行は、申請からどのくらいかかるのでしょうか。

A：変更申請を受領したのち、直近の評価委員会（6，7，10，1，3月）に諮ることを目指しています。

- ・事前審査は、1～2か月程度必要です。
- ・評価書は、評価委員会の開催月の末日に発行します。

Q6. 担当者・統括責任者の変更があった場合は、どうすればよいのでしょうか。

- A：担当者・統括責任者の変更のみを行う場合は、当協会ホームページ「材料・機材評価」の「変更評価について」に掲載している「評価申請担当者変更届」に記入しメールまたはFAXにて、事務局あてに提出してください。
- ・書式は、更新評価等の申請資料内の（CD）にもあります。

Q7. 代表者の変更があった場合は、どうすればよいのでしょうか。

- A：変更評価の申請が必要となります。
- ・変更申請を行う場合は、「1. 評価依頼書(押印不要) [様式-1]」、「1-3 変更内容一覧表 [別記様式-1]」「登記事項証明書又は代表者の変更が分かる資料」を提出してください。
  - ・書式は、更新評価等の申請資料内の（CD）にあります。

Q8. 申請資料のファイルは、どう作成すればよいのでしょうか。

- A：ファイルはA4サイズ、パイプファイル（2穴）で提出してください。  
（書類の枚数によっては紙ファイルでも可）
- ・作成については、更新評価等の申請資料内の（CD）「変更評価の手続き等について」を参照してください。

Q9. 変更資料は、正本・副本の2部を提出するのでしょうか。

- A：資料は、正本1部のみ提出してください。
- ・副本は、社内に保管し、事前審査等で協会からの内容確認があった場合に使用してください。なお、審査において訂正や資料の追加があった場合は、副本についても訂正および追加をしてください。

Q10. 評価申込案内の「表-6 変更評価の項目等一覧」にある、提出資料等欄の①～⑧は、なにを指すのでしょうか。

- A：変更申請の資料は、変更に関わる資料のみ提出することになっています。
- ・提出資料等欄の①及び⑧等の数字は、変更内容に該当する資料を指しています。
  - ・評価申込案内21ページ「(3) 変更評価料」3)表-6の説明事項をご参照ください。

※1 更新評価または随時評価申請資料（CD）内にあります。

問い合わせ先  
一般社団法人 公共建築協会  
建築材料等評価部 岩村、桑原  
Tel：03-3523-0384  
E-mail：[hyokajigyo-a@pba.or.jp](mailto:hyokajigyo-a@pba.or.jp)